



城陽市防犯カメラ設置補助金

申請マニュアル

【令和3年度版】

城 陽 市



目次



I	補助金制度の概要	1
II	補助金申請の要件	2
III	防犯カメラ設置の流れ	3
IV	防犯カメラの維持管理・運用	11
V	申請・報告書類&添付書類<記載例>	12
VI	Q&A	25
VII	問い合わせ先一覧	29

I 補助金制度の概要

🌸 制度の目的

犯罪の抑制など、安全で住みよい地域社会の実現に向けた、地域の防犯活動の取り組みを支援するため、自治会等が地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

🌸 補助対象者

自治会、子ども会、商店街などの地域団体
(規約・代表者を定めていることが必須条件です。)

🌸 補助対象経費

- 1) 防犯カメラ、録画装置などの機器の購入費用
 - 2) 専用ポールの設置工事費用
 - 3) ケーブルの設置工事費用
 - 4) 防犯カメラで撮影していることを示すステッカー等の設置費用
 - 5) その他、防犯カメラの設置に必要な経費
- ※電気代や修繕代などの維持管理費用、地代や占用料などは対象外。

🌸 補助額

- 事業費の2分の1以内(防犯カメラ1台につき上限は10万円)
※当該年度の予算の範囲内で補助します。
※1,000円未満の端数は切り捨て。
※申請可能台数は、1団体あたり2台/年まで。
※市の他の補助金等との併用はできません。



Ⅱ 補助金申請の要件

補助金の申請にあたっては、次の要件を全て満たしていただく必要があります。

- 公共の場所を利用する不特定多数の者を撮影する防犯カメラであること**
地域の安心・安全を守るための防犯カメラです。公共の場所とは、主に道路や公園等を想定しており、特定の個人や建物等を監視するものであってはいけません。
- 地域における合意形成がなされていること**
防犯カメラの設置について、団体の代表者や一部の役員だけで決定するのではなく、地域住民の皆さんの合意を得ていることがわかる書類をご提出いただきます。
- 撮影範囲の住民等の同意を得ていること**
カメラに映り込む範囲及びその周辺に住んでおられる方には、必ず同意を得てから設置してください。
- 設置場所の所有者から許可を受けていること**
カメラを設置する箇所（ポールや壁など）の所有者の許可や、その土地の所有者の許可を得て設置してください。
- 「防犯カメラ稼働中 ○○自治会」などの表示を行うこと**
防犯カメラで撮影していることがわかるように、ステッカーなどの掲示をお願いします。これにより、犯罪の抑制・予防の効果が期待できます。
- 防犯カメラの管理・運用規程を定めること**
設置される防犯カメラを適正に管理・運用するため、京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」を参考に、団体内で規程を定めてください。
- 設置後6年間は撤去・移設をしないこと**
当補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを無断で撤去したり、移設したりすることは認められません（原則設置から6年間）。やむを得ない場合は、危機・防災対策課までご相談ください。

Ⅲ 防犯カメラ設置の流れ

STEP 1

準備

① 地域の意見をまとめる

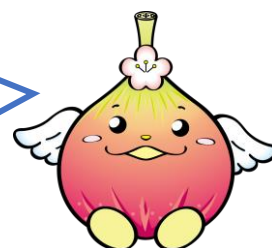
- 地域防犯の取り組みの一つとして本当に防犯カメラが必要か、地域の皆さんと相談しましょう。
- 防犯パトロールや見守り活動などの体制を見直したり、地域内のどの場所でどんな犯罪が発生しているか調べてみたりするのも良いでしょう。

📄【申請書類】地域における合意形成を証する書類（写し）

※防犯カメラの設置を決議した際の総会の議事録などをご提出いただきます。

★ポイント★

防犯カメラの設置は、住民のプライバシーにも関わることです。後で苦情等が出ないように、しっかりと話し合しましょう。



② 設置場所・撮影範囲等を検討する

- 犯罪を防止するために、効果的な設置場所を検討しましょう。
- 地域住民を監視する目的ではないため、設置台数や撮影範囲は必要最小限となるよう努めましょう。

★ポイント★

地域の犯罪発生状況や効果的な設置場所などのご相談は、城陽警察署 生活安全課（☎ 53-0110）まで。



③ 撮影範囲の住民の同意を得る

- 防犯カメラの撮影範囲に写り込む住宅及びその周辺に住んでいる人や商店の店主などは、常に防犯カメラに記録されることになるため、設置の趣旨を十分に説明し、理解を得ることが必要です。

🏠 【申請書類】 撮影範囲の住民等の同意書（写し）

★ポイント★

撮影したくない部分を撮影範囲から除外する「プライバシーマスク」という機能がある防犯カメラもあります。カメラ選びの際に機能を確認してみてください。



④ 設置場所の所有者に許可を得る

- 防犯カメラを取り付ける箇所（ポールや建物等）の所有者と、その土地（道路や民地など）の所有者の両方に許可を得る必要があります。
- 所有者が個人の場合、任意の承諾書をいただいでください。
- 所有者が企業や行政等の場合、所定の手続きに基づいて申請等を行い、許可を得てください。

🏠 【申請書類】 土地・建物使用承諾書、占用許可書等（写し）

※所有者の許可を得ていることがわかる書類をご提出ください。

※実績報告時までにご提出をお願いします。

★ポイント★

市が所有している建物や土地に設置されたい場合は、危機・防災対策課（☎ 56-4045）までお問い合わせください。



⑤ 機器の選定

- ・防犯カメラを選ぶ際には、複数の業者から見積書を取り寄せ、機能や価格、設置後の維持管理費用なども考慮して、慎重に選びましょう。
- ・可能な限り、市内の業者をご利用ください。

📁【申請書類】見積書（写し、2社以上）、カタログ等（写し）

★ポイント★

防水機能や夜間撮影機能、プライバシーマスク機能など、地域防犯に必要な機能について相談し、機種を選びましょう。



⑥ 位置図を作成する

- ・防犯カメラを取り付ける場所、撮影範囲がわかる位置図を作成してください。
- ・取り付け前の現況写真も撮っておいてください。

📁【申請書類】位置図、設置箇所の現況写真

⑦ 管理・運用規程を策定する

- ・防犯カメラの管理・運用を適切に行うため、京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づき、団体独自の管理・運用規程を策定してください。

📁【申請書類】防犯カメラ管理・運用規程

※管理・運用規程のご提出は、実績報告時までにお願ひします。



★ポイント★

管理・運用規程の策定にあたっては、P.19, 20 の記載例をご参照ください。

STEP 2

補助金の交付申請

① 交付申請書類を揃える

- ・「STEP 1」を参考に、下記①～⑪の書類をご準備ください。
- ・⑥、⑪は、実績報告時までにご準備ください。

- ①城陽市防犯カメラ設置補助金交付申請書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④地域における合意形成を証する書類（写し）
- ⑤撮影範囲の住民等の同意書（写し）
- ⑥土地・建物使用承諾書、占用許可書等（写し）
- ⑦見積書（写し、2社以上）
- ⑧防犯カメラの概要がわかるカタログ等（写し）
- ⑨位置図（設置箇所、撮影範囲を示しているもの）
- ⑩設置箇所の現況写真
- ⑪防犯カメラ管理・運用規程

①、②の様式は市ホームページからダウンロードしていただけます。

③～⑪は、申請団体にてご準備ください。

※記載方法は P12～P20 を参照してください。

② 交付申請書類を提出する

- ・危機・防災対策課の窓口にて、上記の書類一式をご提出ください。
- ・修正箇所があった場合に備え、印鑑をご持参ください。



提出締切（9月30日）



書類審査



抽選（申請多数の場合）



③ 交付決定／不交付決定通知を受け取る

- 申請団体の代表者宛てに、交付の決定もしくは不交付の決定をお知らせする書類をお届けします。
- 本通知とともに実績報告に必要な書類を同封しますので、ご確認ください。
- 申請の内容に変更等が生じる場合には、変更承認の申請が必要となります。必ず事前にご連絡ください。

★ポイント★

通知が届く前に防犯カメラの購入や設置を行った場合、補助金が交付できないこともありますのでご注意ください。



補助金交付決定後の注意事項

★事業内容を変更する場合

（ex. 設置場所の変更、設置費用の増減など）

- ➔ 「変更申請書」を提出していただき、再度交付決定を受ける必要があります。
速やかに危機・防災対策課（☎ 56-4045）までご連絡ください。

★やむを得ず事業を中止する場合

- ➔ やむを得ず事業を中止される場合は、「中止申請書」を提出していただく必要があります。
速やかに危機・防災対策課（☎ 56-4045）までご連絡ください。

STEP 3

防犯カメラの購入・設置

① 防犯カメラ、表示看板（ステッカー）等を設置する

- 交付決定通知が届いたら、防犯カメラの購入・設置を開始してください。
- 防犯カメラで撮影していることがわかるよう、ステッカーなどで「防犯カメラ稼働中 ○○自治会」等の表示を行ってください。
- 表示には必ず、防犯カメラの設置団体名を記載してください。

📁 【報告書類】 防犯カメラ設置後の現況写真

※表示看板（ステッカー）等の写真も必要です。

② 動作確認

- 防犯カメラ及び表示ステッカー等の設置完了後、撮影範囲や録画状況等の確認を行ってください。

📁 【報告書類】 防犯カメラで撮影された画像（写し）

③ 支払い

- 申請団体にて、一旦全額支払いをしていただきます。
- 市からの補助金は、実績報告書を提出していただいた後、審査後の入金となります。

📁 【報告書類】 防犯カメラ設置に係る領収書（写し）

STEP 4

実績報告

① 実績報告書類を揃える

- STEP 3. を参考に、下記①～⑦の書類をご準備ください。
- ⑥、⑦は、未提出の場合のみご提出ください。

- ① 城陽市防犯カメラ設置補助金実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 防犯カメラ設置後の現況写真
- ④ 防犯カメラで撮影された画像（写し）
- ⑤ 防犯カメラ設置に係る領収書（写し）
- ⑥ 土地・建物使用承諾書、占用許可書等（写し）
- ⑦ 防犯カメラ管理・運用規程

①、②の様式は市ホームページからダウンロードしていただけます。

③～⑦は、申請団体にてご準備ください。

※①、②の記載方法は P21～P24 を参照してください。

② 実績報告書類を提出する

- 危機・防災対策課の窓口にて、上記の書類一式をご提出ください。
- 修正箇所があった場合に備え、印鑑をご持参ください。

【交付決定額と実績報告額が同額の場合】



【交付決定額と実績報告額が同額でない場合】



③ 補助金確定の通知を受け取る

- 申請団体の代表者宛てに、補助金の確定額をお知らせする書類をお届けします。

- 本通知とともに補助金交付請求書（様式）を同封しますので、ご確認ください。



④ 補助金請求書を提出する

- ②実績報告書類の提出時または④確定通知が届いてから30日以内に、補助金交付請求書をご提出ください。
- 口座番号や名義等の確認のため、通帳の写しも併せてご提出ください。
※記載方法は P25 を参照してください。



書類審査 ※必要がある場合は現地調査を実施します。

補助金の支払い



⑤ 補助金の入金を確認する

- 請求書のご提出から30日以内に、ご指定の口座に入金させていただきますのでご確認ください。

IV 防犯カメラの維持管理・運用

防犯カメラ管理・運用規程の遵守

皆さんで設置された防犯カメラが適切に管理・運用されるよう、策定された規程を遵守し、日々の管理に努めてください。

「防犯カメラ稼働中」の表示

プライバシーの保護に対する配慮から、防犯カメラで撮影していることを必ず表示してください。また、設置団体名もあわせて記載をお願いします。

定期点検

防犯カメラは、屋外における長時間の使用により、部品が劣化したり、故障したりすることがあります。定期的に点検を行い、故障や破損等の早期発見に努めましょう。

カメラの落下などにより事故が発生した場合は、設置者の責任となりますのでご注意ください。

保守管理

故障や破損が発覚した場合は、速やかに修理等により対応してください。また、定期的に時刻補正を行っておくと良いでしょう。

継続使用

当補助金の交付を受けて設置された防犯カメラは、設置後6年間は撤去や移設を行ってはいけません。やむを得ない事情が発生した場合には、必ず危機・防災対策課までご連絡ください。

V 申請・報告書類&添付書類<記載例>

補助金の申請にあたり、ご提出いただく書類について解説します。
記載例を参考に、必要書類の作成をお願いします。

申請時に必要な書類

① 城陽市防犯カメラ設置補助金交付申請書

様式 1

城陽市長

様

〇〇〇〇年 〇月 〇〇日

団体名、代表者名、代表者の
住所、電話番号を記入してく
ださい。

(申請者)

団体名 〇〇〇〇〇
代表者 〇〇 〇〇〇
住 所 〒 610 - 〇〇〇〇
城陽市 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
電話番号 (0774) 〇〇 - 〇〇〇〇

城陽市防犯カメラ設置補助金交付申請書

城陽市防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、城陽市防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請額等	交付申請額		92,000円
	補助対象経費		185,000円
2. 設置場所	①	台 数	1 台
		所 在 地	城陽市 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
		設置予定日	〇〇〇〇年 〇月 〇〇日
	②	台 数	台
		所 在 地	城陽市
		設置予定日	年 月 日

② 収支予算書

様式2

収 支 予 算 書

団体名、代表者名を記入してください。

団体名 ○○○○○
代表者 ○○ ○○○

収 入 (単位 円)

科 目	予 算 額	摘 要
市補助金	92,000円	
団体負担金	93,000円	
計	185,000円	

補助金は、事業費の1/2で、1,000円未満は切り捨てます。切り捨てた端数分は、団体負担金に加算されます。

支 出 (単位 円)

科 目	予 算 額	摘 要
事業費	185,000円	
計	185,000円	

③ 団体の規約

申請団体が、城陽市内の一定の地域において地域的な共同活動を行っている団体であり、また代表者を定めている団体であることを確認しますので、団体の規約をご用意ください。

④ 地域における合意形成を証する書類（写し）

申請団体の総会等において、防犯カメラの設置を決議されたことがわかる議事録等をご提出ください。なければ、下記のような書類を作成いただいても結構です。

記載例 ※任意の様式でご提出ください。

〇〇〇〇年〇月〇日

城陽市長 〇〇 〇〇 様

〇〇〇〇会 防犯カメラの設置について

この度、〇〇〇〇会（団体名）は、地域防犯の取り組みとして、地域住民の合意のもと、〇〇〇〇（設置場所）に防犯カメラを設置いたします。

なお、今回の防犯カメラの設置については、〇〇〇〇年〇月〇日に開催した〇〇〇〇会総会において承認済みであることを申し添えます。

〇〇〇〇会 会長 〇〇 〇〇

⑤ 撮影範囲の住民等の同意書（写し）

防犯カメラの撮影範囲に住居や商店等が含まれる場合は、その範囲内の住民等に防犯カメラの設置について説明し、必ず同意を得てください。

また、同意を得ていることがわかるよう、同意書のご提出をお願いします。

記載例

※同意書の一例です。任意の様式でご提出ください。

防犯カメラ設置に関する同意書

私は、〇〇〇〇会（団体名）が地域防犯のために〇〇〇〇（設置場所）に設置する防犯カメラについて、私の住居等の全部又は一部がその撮影範囲に入ることとを了承し、防犯カメラを設置することに同意します。

なお、これにより生じた問題については、当事者間で処理するものとします。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇会
会長 〇〇 〇〇 様

住所 〒610-〇〇〇〇
城陽市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇 〇 〇 〇 印

⑥ 土地・建物使用承諾書、占用許可書等（写し）

防犯カメラの設置にあたり、下記①、②の両方の所有者の許可を得ていることがわかる書類をご提出ください。

①防犯カメラを取り付ける箇所（ポールや建物等）の所有者

②そのポールや建物等が建っている場所（土地）の所有者

所有者が企業や行政等の場合、所定の手続きに基づき発行される許可書をご用意ください。その他の場合、任意の承諾書をいただいでください。

記載例

※承諾書の一例です。任意の様式でご提出ください。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇会

会長 〇〇 〇〇 様

土地・建物の所有者
の住所、氏名、押印。

城陽市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇 〇 〇 〇 印

土地・建物使用承諾書

私が所有する土地及び建物について、下記のとおり使用することを承諾します。

記

1. 土地・建物の所在地

城陽市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 使用目的

地域防犯の取り組みとして、防犯カメラ設備一式を設置するため

3. 使用期間

〇〇〇〇年〇月〇日 から 〇〇〇〇年〇月〇日 まで

4. 使用者

(住所) 城陽市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(氏名) 〇〇〇〇会 会長 〇〇 〇〇

5. 特記事項

.....

使用にあたっての条件などがあれば、
記載しておくとい良いでしょう。

⑦ 見積書（写し、2社以上）

複数の業者に見積もりを依頼し、その見積書を添付してください。

補助金の交付決定後、最も低い価格で見積もられた業者に発注していただくこととなります。

⑧ 防犯カメラの概要がわかるカタログ等（写し）

購入を予定している防犯カメラの仕様がわかるものをご提出ください。

⑨ 位置図（設置箇所、撮影範囲を示しているもの）

設置場所の周辺図と撮影範囲、設置箇所を示してください。

記載例 ※位置図の一例です。任意の様式でご提出ください。

防犯カメラ設置位置図

＜周辺図＞ 寺田駅前ロータリー北側のバス停留所に防犯カメラを設置する



＜撮影範囲＞ バス停留所から南南東へ向けて撮影



＜設置箇所＞ バス停のポール上部に1基設置する



⑩ 設置箇所の現況写真

防犯カメラを設置する場所の現在の状況がわかる写真をご用意ください。

⑪ 防犯カメラ管理・運用規程

京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づき、下記の例を参考に、団体独自の管理・運用規程を策定してください。

記載例 ※防犯カメラ管理・運用規程の一例です。任意の様式でご提出ください。

〇〇〇〇会 防犯カメラ管理・運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、〇〇〇〇会が設置する防犯カメラについて必要な事項を定めることにより、個人のプライバシー保護に配慮し、適切な管理・運用を行うことを目的とする。

(設置目的)

第2条 〇〇〇〇会が設置する防犯カメラは、〇〇〇〇区域における地域防犯の推進及び犯罪の抑制、・・・・等をも目的として設置する。

(設置場所及び台数等)

第3条 防犯カメラは、城陽市〇〇〇〇〇〇番地先に〇台設置する。設置にあたっては、周辺住民等のプライバシーに配慮し、必要最小限度の撮影範囲になるように努めるものとする。

(設置の表示)

第4条 防犯カメラ設置場所周辺の見やすい位置に「防犯カメラ稼働中」の表示とともに「設置者」の名称も表示する。

(管理責任者の指定等)

第5条 防犯カメラの適正な管理・運用を図るため、防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、〇〇〇〇会長をもって充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラの適正な維持管理のため、定期的に保守点検を行い、必要に応じて修繕等を行うものとする。

3 管理責任者は、防犯カメラ及び録画装置の操作を行うことのできる防犯カメラの取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を指定することができる。

- 4 防犯カメラ及び録画装置の操作については、管理責任者又は取扱担当者が行うものとし、他の者が行う場合、管理責任者の許可を得なければならない。
- 5 管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）は、その職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

（画像の管理等）

第6条 管理責任者は、防犯カメラにより撮影した画像の漏えいや滅失、き損、改ざん等を防止するため、次に掲げる事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 記録した画像の不必要な複写や加工は行わない。
- (2) 画像の記録媒体は、施錠のできる保管庫等に保管し、原則として画像の閲覧、外部への持ち出し及び転送等を禁止する。最長でも1ヵ月以内としてください。
- (3) 画像の保管期間は、録画の日から起算して〇週間を限度とする。ただし、特に必要と認められるときは、保管期間を延長することができる。
- (4) 保管期間を過ぎた画像の消去は、初期化又は上書きにより行うものとし、画像の記録媒体を廃棄する場合は、粉碎、裁断等により画像が読み取れない状態にする。
- (5) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、ウイルス対策ソフトウェアの導入やパスワードの設定などにより、情報漏えい防止措置を講ずるものとする。

（画像の利用及び提供の制限）

第7条 管理責任者は、画像データに係る情報を、第2条に規定する目的の範囲を超えて利用し、又は外部に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

なお、(1)、(2)により画像データの提供等を行う場合には、その必要性を慎重に検討するとともに、提供日時、提供先、提供の目的・理由、画像の内容を記録しておくこと。

（苦情等の処理）

第8条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理・運用に関する苦情や問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

附 則

この規程は、〇〇〇〇年〇月〇日から施行する。

① 城陽市防犯カメラ設置補助金実績報告書

様式 7

〇〇〇〇年 〇月 〇〇日

城陽市長 様

団体名、代表者名、代表者の
住所、電話番号を記入してく
ださい。

(申請者)

団体名 〇〇〇〇〇〇
代表者 〇〇 〇〇〇
住 所 〒 610 - 〇〇〇〇
城陽市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
電話番号 (0774) 〇〇 - 〇〇〇〇

城陽市防犯カメラ設置補助金実績報告書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇城〇〇第〇〇〇号で交付決定を受けた補助事業に
ついて、城陽市防犯カメラ設置補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり実績
を報告します。

1. 補助金	交付決定額	92,000円	
	実績(請求予定)額	92,000円	
2. 設置場所	①	台 数	1 台
		所 在 地	城陽市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
		設置完了日	〇〇〇〇年 〇月 〇〇日
		稼働(予定)日	〇〇〇〇年 〇月 〇〇日
	②	台 数	台
		所 在 地	城陽市
		設置完了日	年 月 日
		稼働(予定)日	年 月 日

<p>3. 添付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 収支決算書（様式8） <input type="checkbox"/> 防犯カメラ設置後の現況写真（表示ステッカー等を含む） <input type="checkbox"/> 防犯カメラで撮影された画像の写し <input type="checkbox"/> 防犯カメラ設置に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 土地・建物使用承諾書、占用許可書等の写し【※1】 （設置場所の所有者に許可を得ていることがわかる書類） <input type="checkbox"/> 防犯カメラ管理・運用規程【※2】 <p>【※1】【※2】は、未提出の場合のみ。 その他市長が必要と認める書類</p>
----------------	---

添付書類に不足がないか
チェックしてください。

城陽市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、別に定める実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

② 収支決算書

様式8

収 支 決 算 書

団体名、代表者名を記入してください。

団体名 ○○○○○○
代表者 ○○ ○○○

収 入 (単位 円)

科 目	金 額	摘 要
市補助金	92,000円	
団体負担金	93,000円	
計	185,000円	

支 出 (単位 円)

科 目	金 額	摘 要
事業費	185,000円	
計	185,000円	

業者から発行された領収書に記載されている金額と合致しているか、ご確認ください。

③ 防犯カメラ設置後の現況写真

防犯カメラや録画装置等の設置が完了したことがわかる写真、また、その周辺に設置された表示看板（ステッカー）等の写真もあわせてご提出ください。

④ 防犯カメラで撮影された画像（写し）

防犯カメラの撮影範囲がわかるよう、実際に撮影された画像をご提出ください。動画・静止画（写真）のいずれでも結構です。

⑤ 防犯カメラ設置に係る領収書（写し）

防犯カメラの設置に係る費用を支払われた際に、業者から発行された領収書の写しをご提出ください。（下記の2点にご留意ください）

- 領収書の宛名に申請団体名が記載されていること
- 領収金額が、②収支決算書の支出事業費の合計と合致していること

⑥ 土地・建物使用承諾書、占用許可書等（写し）

未提出の場合のみ、添付してください。 → P.17参照

⑦ 防犯カメラ管理・運用規程

未提出の場合のみ、添付してください。 → P.19, 20参照

口座番号 (右詰め)	○	○	○	○	○	○	○
フリガナ	○○ ○○○						
口座名義	○○ ○○○						

3. 添付書類 振込先の通帳の写し（口座番号、口座名義等が確認できる箇所）

城陽市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(補助金の請求等)

第12条 前条の規定による確定通知書を受領した補助事業者は、当該確定通知書を受領した日から30日以内に別に定める交付請求書により、市長に請求しなければならない。

VI Q&A

よくあるご質問とその回答を掲載しています。
ご不明な点は、危機・防災対策課（☎ 56-4045）までお気軽におたずねください。



自治会以外の団体でも申請できますか？



自治会以外の団体でも申請できます。
城陽市内の一定の地域において、地域的な共同活動を行っている団体で、規約・代表者を定めている団体であれば申請可能です。
自宅の防犯設備として個人が設置されるものや、駐車場管理のために事業者が設置されるものなどは、対象外です。



申請をすれば、必ず補助金を受けられますか？



申請内容を審査の上で補助金の交付が決定します。申請内容に不備がある場合や、要件を満たしておらず補助対象とならない場合など、補助金の交付ができないケースも想定されます。
また、予算の範囲内での補助となりますので、申請が多数あり、予算額を上回る場合には、抽選により決定することになります。



過去に設置した防犯カメラも補助対象になりますか？



過去に設置されたものは補助対象にはなりません。
今後設置されるものも、申請前に購入されたものは対象外になりますのでご注意ください。
補助金のご利用にあたっては、必ず事前に申請していただき、補助金の交付が決定してから購入や設置を行っていただくようお願いします。



どこを撮影するカメラでも補助対象になりますか？



地域の防犯活動の取り組みとして、道路や公園等の不特定多数の人が利用する公共の場所を撮影するカメラが補助対象です。民家や駐車場の敷地内を撮影するものや、特定の個人・建物等を監視する目的で設置されるものなどは対象外となります。



地域の合意はどのように取れば良いですか？



自治会の総会のような、団体の意思決定が行われる場において、防犯カメラの設置について説明し、承認を得てください。
総会ができない場合は回覧等による意思確認でも構いませんが、事後になって反対者や苦情等が出ないよう、十分に意思統一を図っておく必要があります。



リース契約の料金は補助対象になりますか？



当補助金の対象となるのは、防犯カメラの購入や設置等に係る費用のみであり、リース料は対象外となります。



電柱や街灯に防犯カメラを設置できますか？



地域防犯のために設置される防犯カメラの設置場所は、民家の壁面や門扉等の民有地で、許可を得られる場所が原則ですが、それが困難な場合や、適当な設置場所が他にない場合には、電柱もしくは街灯の所有者に許可を得て設置することも可能です。

電柱の場合、関西電力株式会社設置の電柱か、NTT設置の電柱かを確認の上、それぞれのお問い合わせ窓口におたずねください。(P. 31 参照)

申請手続きに数か月以上必要な場合がありますので、ご注意ください。

街灯柱の場合、市が設置しているものであれば、管理課(☎ 56-4017)までお問い合わせください。



カメラ落下による事故の責任は誰が負うのですか？



設置後の防犯カメラの落下等による事故については、当該カメラの設置者である申請団体の責任となります。定期的に点検を行うなど、適正な維持管理に努めてください。



防犯カメラの購入・設置費用はどのくらいですか？



防犯カメラの仕様や取り付ける場所などによって様々ですが、市が設置している防犯カメラの場合、下記の仕様内容で、購入・設置に係る費用は20万円前後となっています。

<主な仕様>

1. 品名、数量

赤外線カメラ(1台)

SDカードレコーダ(1台)

2. 規格

◆赤外線カメラ

- ・カラー撮影機能(夜間は白黒でも可)
- ・有効画素数約 200 万画素以上、水平解像度 700TV本以上
- ・逆光補正機能、夜間撮影機能
- ・最低被写体照度 0.001 ルクス以下(屋外)
- ・防水性能
- ・プライバシーマスク機能
- ・停電からの復電時自動復旧機能
- ・重量 2,000g 以下

◆SDカードレコーダ

- ・5FPS以上、保存解像度 720×480 以上の画質で7日間保存できること
- ・古いデータは、順次上書き消去できること
- ・故障やエラーの発生を確認できるLEDランプの表示があること
- ・レコーダは鍵付きの屋外収納ボックスに入れて設置すること
- ・録画データは暗号化やパスワード設定ができること
(第三者が容易に再生・編集できない機能)



防犯カメラの維持管理経費はどのくらいですか？



防犯カメラの維持管理に係る経費には、次のようなものが想定されます。

◆電気料金

※参考く市で設置している防犯カメラの電気料金＞

約 300 円／月

◆共架料、占用料

関電柱に設置している場合、1,400 円／年もしくは 2,600 円／年

NTT柱に設置している場合、1,200 円／年

◆その他

必要に応じて保守管理費用、修繕費用等



2年度以上連続で申請しても良いのでしょうか？



地域防犯のために必要な防犯カメラの設置であれば、2年以上連続して申請していただいても構いません。

ただし、一年度に1回、2台の申請が上限となりますのでご注意ください。

Ⅶ 問い合わせ先一覧

防犯カメラを設置するにあたり、相談や連絡が必要となる関係機関の連絡先を一覧にしました。各種手続きの参考にご覧ください。

補助金の申請に関するお問い合わせ		
城陽市役所 危機・防災対策課	城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地	0774-56-4045
設置場所・犯罪発生状況に関する相談		
京都府城陽警察署 生活安全課	城陽市富野久保田 1 番地の 4	0774-53-0110
設置場所の許可に関するお問い合わせ		
●市道、公園、街灯柱など		
城陽市役所 管理課 管理明示係	城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地	0774-56-4017
●府道		
京都府山城北土木事務所 施設保全室	京田辺市田辺明田 1 番地	0774-62-0714
●関西電力株式会社の電柱		
関西電力株式会社 京都電力部ネットワーク 技術グループ	京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩 小路町 579 番地	075-344-7477
●NTTの電柱		
株式会社NTTフィール ドテクノ設備部 設備マネ ジメント部門 関西設備管 理センター	大阪府守口市京阪本通 1 丁目 9 番地 6	06-6105-3384

城陽市 危機・防災対策課

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地

TEL : 0774-56-4045 FAX : 0774-56-3999

E-mail : bosai@city.joyo.lg.jp